

平成 29 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	健康福祉局	1
2	商工労働局	1～2
3	農林水産局	3
4	土木建築局	4～7

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
5	県立総合技術研究所農業技術センター	総 務 局	8
6	東部厚生環境事務所・東部保健所	健康福祉局	9
7	北部こども家庭センター		10
8	県立広島学園		11～13
9	県立福山高等技術専門校	商工労働局	14
10	西部農林水産事務所	農林水産局	15
11	東部建設事務所	土木建築局	16～20
12	北部建設事務所		21
13	県立広島病院	病院事業局	22～23

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
14	一般財団法人もみのき森林公園協会	環境県民局	23
15	一般財団法人休暇村協会		24
16	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	25
17	社会福祉法人尾道さつき会		26
18	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会	農林水産局	26
19	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会		27
20	広島高速道路公社	土木建築局	27
21	株式会社水みらい広島	企 業 局	28

2 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	29

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立呉三津田高等学校	30
3	県立尾道東高等学校	30
4	県立廿日市高等学校	31
5	県立千代田高等学校	31
6	県立安古市高等学校	32
7	県立宮島工業高等学校	32
8	県立呉商業高等学校	33
9	県立広島特別学校	33～35
10	県立広島北特別支援学校	36

3 公安委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	警察本部	37～40

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	呉警察署	41
3	竹原警察署	41～42
4	福山西警察署	43
5	因島警察署	44

【知事】

1 健康福祉局 （監査年月日：平成 29 年 8 月 8 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
【介護福祉士修学資金貸付金に係る事務処理について】 介護福祉士修学資金貸付金については、貸付けを受けた者が介護福祉士指定養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護等の業務に就業し、引き続いて7年以上その業務に従事したときなど、返還免除の要件を満たした場合には、貸付けを受けた者からの申請を受けて、貸付金の返還が免除される。 また、貸付けを受けた者が介護福祉士指定養成施設を退学したときや、卒業後1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護等の業務に就業したが、引き続いて7年以上その業務に従事しなかったときなど、返還免除の要件を満たさない場合には、貸付金を返還しなければならないこととなっている。 この貸付金については、返還免除の要件を満たさない者に対して返還請求を行っていないため債権が確定していないものや、返還免除の手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（地域福祉課）	
根 拠	広島県介護福祉士修学資金貸付規則第 14 条, 第 16 条
措 置 の 内 容	
【原因】 返還免除手続を行えば返還免除となる者は4名、返還手続が行われていない者は3名おり、電話や文書による催告を実施しているが、本人が手続に協力的でないこと。	
【措置内容】 早期に手続を実施し、債権処理を進めるため、所属において処理方針を定め、返還免除手続を行っていない者に対して、電話や文書による催告を行った。その結果、3名が返還免除を申請したため、免除を決定した。引き続き、債務者の生活状況を把握し、それぞれの状況に応じた方針のもとに定期的な催告を行い、債権管理の適正化に努めるとともに、欠損処分等の検討も行う。	

2 商工労働局 （監査年月日：平成 29 年 7 月 26 日）

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）	
【借受不動産の管理について】 次の借受不動産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）	
借受不動産	建物（イノベーション・ハブ・ひろしまC a m p s）261.36m ²
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条, 第 64 条
措 置 の 内 容	
【原因】 財産管理における借受台帳への記録及び財産管理課への報告といった事務処理について認識不足であり、所属としての確認も十分ではなかったため。	
【措置内容】 指摘の借受不動産については、直ちに、借受台帳へ記録し、財産管理課への報告を行った。 また、指摘事項を所属内で共有し、具体的な事務処理過程においても、複数の者で多面的に確認を行うことを徹底した。	

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託業務は、「イノベーション・ハブ・ひろしま Camp s」のライブラリに備える書籍の選定及び購入、配架を一体で委託したものである。

当該契約では、実際に書籍の購入に要した金額を確定する内容となっておらず、契約額の妥当性が検証できないなど、業務設計上問題がある。

委託業務の事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を得るため、最適な方法を十分検討した上で、適正な事務処理の確保に努める必要がある。（イノベーション推進チーム）

業務名	「チャレンジする人が集まる常設の場」に必要となる専門書の選書並びに購入
-----	-------------------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

本件委託業務の発注において、業務内容に係る仕様書を、必要経費を適切に確定できる内容で、作成できていなかったため。また、所属としてのチェックも不十分であったため。

【措置内容】

今回の改善を求める事項について所属内で共有するとともに、業務設計に当たっては、適切かつ最少の経費で所期の目的を表現できるよう複数の者で検討を行うことを徹底し、適正な事務処理の確保に努めた。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 県に事務局を置く任意団体の事務処理について】

県職員の事務従事により行われている任意団体の事務処理について、金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程が整備されていなかった。

また、預貯金通帳、届出印及びキャッシュカードの保管のあり方や、金庫の鍵や、ダイヤル錠の番号の管理について課題があることから、県の通知の内容に準拠して取り扱うなど、適正な管理に努める必要がある。

今後の事務処理に当たっては、基本的事項を定めた財務関係規程を整備するとともに、預貯金通帳の管理等については、内部けん制機能が十分に発揮されるよう、適正な管理を徹底していただきたい。（海外ビジネス課）

団体名	ひろしま環境ビジネス推進協議会
-----	-----------------

措 置 の 内 容

【原因】

①財務規程の未整備

財務規程の整備については、これまで当該団体規約において、「予算の執行及び会計事務については、広島県の取扱いの例による。」と規定することで十分であるとの認識があり、財務関係規定を定めるに至らなかったものである。

②預貯金通帳等の管理の不備

これまで、預貯金通帳や届出印の管理については、鍵のかかるロッカー等に保管していたが、内部けん制の意識が不十分であった。

【措置内容】

①協議会で実施する事業について適正な会計処理を行うため、「ひろしま環境ビジネス推進協議会支出事務取扱い要領」を定めた。（平成 29 年 7 月 13 日施行）

②預貯金等の保管場所を次のとおり改め、内部けん制機能の強化を図り、適正な管理を徹底した。

- ・預金通帳は、室内の「金庫」に保管
- ・届出印は、預金通帳とは別に鍵付きロッカーで管理
- ・キャッシュカードは廃止

3 農林水産局 (監査年月日：平成 29 年 7 月 25 日)

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【建設工事業者でない者への応急工事の発注について】</p> <p>次の委託契約は、実施設計業務と、当該設計業務とは直接関連のない応急工事を一括して、建設工事業者でない者との間で契約していた。</p> <p>応急工事については、本来、建設業者と工事請負契約を締結し、県が直接指揮監督を行うべきであるが、一括して委託契約としたため、受託者はさらに他の建設業者に再委託していた。なお、再委託については、本件業務委託契約約款に定める手続が行われていなかった。</p> <p>応急工事については、県が、必要とする施工能力を有し直接請け負うことが可能な建設業者を自ら選定して、委託契約ではなく、工事請負契約により契約することにより、適正な工事の執行が確保できるよう事務処理の改善に努めていただきたい。(就農支援課)</p>	
契約名	開拓財産 郷田地区災害復旧実施設計業務及び応急工事 (平成 28 年度)
措 置 の 内 容	
<p>今回の設計委託と応急工事の一括発注については、監査結果を受け、再発防止に向け、関係法令等の理解と遵守について、職員への更なる周知・徹底を図ったところである。</p> <p>今後は、応急工事については、必要とする施工能力を有し、直接請け負うことが可能な建設業者を選定し、委託契約ではなく、工事請負契約により、適正な工事の執行ができるよう関係課との連携を密にし、事務処理の改善を図る。</p>	

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【特別会計に係る財務書類の作成・公表について】</p> <p>県営林事業費特別会計については、一般財団法人広島県農林振興センターが実施していた分収造林事業を、民事再生計画に基づき平成 26 年度から県営林へ移管し、一体的な管理による経営改善に取り組んでいるところである。</p> <p>県では、平成 27 年度から事業の収支計画及び実績等を記載した「事業実施状況」を作成・公表するとともに、平成 28 年 9 月には貸借対照表を作成・公表しているが、森林資産のうち持続的な林業経営の確立を目指すことを前提とした「資源循環林」等の評価が、取得原価主義など一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいていないなど、一部に改善を要すると認められる事項が見受けられた。</p> <p>このため、地方公会計の統一的基準による財務書類の作成に合わせ、一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づき、経営成績や財政状態がより一層明らかにされ、かつ、財務書類の基本的統一性が確保されるよう、国や他県等の動向も注視しながら、改善に努めていただきたい。</p> <p>また、一般財団法人広島県農林振興センターから移管された分収造林事業については、県が債権放棄を行い、経営の健全化を図っている経緯を踏まえ、その後の改善状況に係る県民に対する説明にも留意し、より一層経営状況の透明化を図っていただきたい。(農林水産総務課、森林保全課)</p>	
措 置 の 内 容	
<p>県営林事業費特別会計における森林資産の計上方法については、県営林管理経営評価委員会の委員に指導を仰ぎ検証し、財務書類の基本的統一性が確保されるよう、平成 29 年度決算において取得原価を反映させた貸借対照表を作成し、収支実績と併せて公表したところである。</p> <p>また、監査の指摘等も踏まえ、引き続き経営状況や財務状況について適時、的確に公表し、一層の透明性の確保に努める。</p>	

4 土木建築局 (監査年月日：平成 29 年 8 月 4 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく手続について】</p> <p>次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令に特定建設資材として規定されているアスファルト・コンクリート及び木材等の廃棄物が相当量発生し、又使用する工事でありながら、対象工事に該当しないものと解釈して、同法に基づく手続を行っていなかった。</p> <p>公共工事の発注者であることを自覚し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の趣旨を踏まえて、定められた手続を行い、民間工事等の規範になるように資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要がある。適正な事務処理に努められたい。(営繕課)</p>	
契約名	広島港五日市地区五日市 1・2 号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事 (平成 28 年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11～13 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条, 第 8 条第 1 項第 2 号 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条
措置の内容	
<p>【原因】</p> <p>当該工事は、建築物の改修工事に一部アスファルト舗装等の外構工事を含めた建築一式工事であり、建築物以外の工作物の工事 (土木工事等) ではないため、対象建設工事の種類を建築物の修繕・模様替え等工事に該当するものにとらえ工事費が 1 億円未満であることから通知を行わなかった。しかしながら、建築一式工事であっても建築物以外の工作物の工事 (土木工事等) が含まれ、500 万円を超えることから、対象建設工事に該当したものである。</p> <p>複数の工種を同一業者と一の契約により行う場合は、それぞれの工種単位の請負代金の額等で対象工事か判断する運用の理解が不足していた。また、チェック体制も不十分であった。</p>	
<p>【措置内容】</p> <p>当該手続は、平成 29 年度の定例監査の結果を受けて、建設リサイクル法を所掌する所管行政庁と協議し処理を行った。</p> <p>また、設計図書の決裁時に対象建設工事かチェックを行うことをルール化し完成検査時にも適正に処理が行われているか確認を行う等の再発防止策を講じて、課内会議で周知を図った。今年度も引き続き、新規採用職員を含めて課員全員を対象に研修を行う。</p>	

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 変更で追加した工事の積算について】

次の工事請負契約において、変更で追加した電気設備工事費を積算する際に、複数の者から見積書を徴取することが可能であったにもかかわらず、監督員が請負業者に直接依頼して得た見積書のみを根拠に積算していた。

当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を見積書により積算する場合には、見積金額の信ぴょう性を確保するために、受注可能な者に公文書で見積依頼し、得られた複数の見積書を根拠に積算する必要がある。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事（平成28年度）
	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事（平成28年度）

措 置 の 内 容

【原因】

設計変更時に専門業者へ見積りが必要な単価について、3者から徴取し適切に積算する意識が希薄であった。また、チェック体制が不十分であった。

【措置内容】

専門工事の見積り徴取については、課内規定を改正して内容を充実し、わかりやすくするとともに、決裁ルートを明確化して、課内会議で周知を図った。今年度も引き続き、新規採用職員を含めて課員全員を対象に研修を行う。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 工事請負契約における一括発注について】

次の工事請負契約は、建築一式工事の認定及び格付等級、同業種の年間平均完成工事高、同業種の元請施工実績及び配置予定技術者の資格を入札参加資格として、一般競争入札により発注した結果、一者応札の落札率99.9%で契約しているが、建築工事よりも多額の電気設備工事を附帯工事として含め、さらに照明器具及び監視カメラの新設工事を追加している。

このような相当規模の異工種の工事については、企業及び技術者の要件を別に定めた分離発注によって工事品質の確保に努めるとともに、専門業者の受注機会を拡大することで適正な価格競争を促してコスト縮減を図るよう努めていただきたい。（営繕課）

契約名	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事（平成28年度）
-----	---------------------------

措 置 の 内 容

営繕工事の分離発注については、これまで方針を定め運用しているところである。当該工事は、建物を使用しながらの改修工事であり、総合的な指導調整等が必要と考え特殊な事情に該当するものとして、分離発注を行わなかったものである。

今回の指摘を受けて、安易に一括とせず分離するべきものは、分離発注することとし特殊な事情を採用して、一括発注する場合は、課内で個別に協議し決定するなどチェック体制を強化して、方針の適切な運用を図ることとした。

このことについては、課内会議で周知を行った。今年度も引き続き、新規採用職員を含めて課員全員を対象に研修を行う。

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)

【イ 工事請負契約における変更契約について】

次の工事請負契約において、当初契約の工事内容と著しく異なる工事を変更契約により追加していた。追加工事については、当初契約の工事と不可分である場合等を除き、別に入札手続を行い、当該工事に必要な入札参加資格を求めて工事品質の確保に努めるとともに、適正な競争入札を促してコスト縮減を図るよう努めていただきたい。(営繕課)

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事 (平成 28 年度)
-----	---

措置の内容

今回の指摘を受けて、工事途中で施設管理者(主管課)の施設管理上喫緊の課題として、必要との依頼であっても、安易な設計変更を行わず、別途発注すべきものは、別途発注することを徹底し、変更に係る工事打ち合わせ指示簿作成時のチェックを確実にを行うとともに、変更契約起案及び完了検査時に適切な事務処理が行われているか確認を徹底することとした。

これらのことについては、課内会議で周知を行った。今年度も引き続き、新規採用職員を含めて課員全員を対象に研修を行う。

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)

【ウ 中間検査の対象工事について】

次の工事請負契約において、当初の契約内容が対象基準に満たないことを理由に中間検査を行っていないが、契約変更後の工事の内容及び規模を考慮すれば、中間検査を実施しない合理的な理由が見当たらない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律においても、発注者の責務として、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるために、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価などを適切に実施しなければならないとしている。

中間検査は、施工途中において適正かつ能率的な施工を確保し、技術水準の向上を促す絶好の機会であることから、実際に施工される工事内容及び規模に応じて実施するよう努めていただきたい。(営繕課)

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事 (平成 28 年度)
	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事 (平成 28 年度)

措置の内容

営繕工事の「建築工事中間検査基準」に変更後の実施基準について、明記されていなかったため、変更後の工事費(工期)に応じて中間検査が適切に実施されるように平成 30 年 4 月 1 日付けで改正を行った。

このことについては、課内会議で周知徹底を図った。今年度も引き続き、新規採用職員を含めて課員全員を対象に研修を行う。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 特別会計に係る財務書類等の公表について】

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用していないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の会計基準により試算を行い、平成 25 年度から臨海土地造成事業に係る貸借対照表を作成・公表しており、引き続き、事業の経営状況を的確に反映した財務情報の開示に努めていただきたい。

今後は、更なる経営状況の透明化に向け、地方公会計の統一的基準による財務書類の作成に合わせて、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類の作成・公表に取り組むとともに、特別会計の事業の経費は当該事業の収入をもって充てるという原則にかんがみ、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その償還財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を速やかに作成・公表していただきたい。（土木建築総務課、港湾振興課）

措 置 の 内 容

港湾特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、法の適用を受ける企業局の土地造成事業と同様の会計基準により試算を行い、今後の収支見通しと併せて、平成 30 年 2 月の建設委員会において、説明したところである。

引き続き、一層の分譲促進に取り組むなど県民負担の最小化に努めるとともに、臨海土地造成事業の経営状況について、丁寧に説明していく。

港湾機能施設整備事業の財務書類や将来の資金収支等の作成については、固定資産の調査・評価等や、県内港の整備・維持修繕の計画など、精査すべき課題も多いが、会計全体の経営状況の透明化も重要と認識しており、今後、関係部局とも調整し、他の地方自治体等の動向を注視しながら、検討したいと考えている。

5 県立総合技術研究所農業技術センター (監査年月日：平成 30 年 1 月 15 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【毒物及び劇物の管理について】 県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部における毒物及び劇物の管理について、県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部毒物劇物危害防止規程 (以下「毒物劇物危害防止規程」という。) では、管理簿を作成し、保管責任者が毎月 1 回在庫量を照合・確認することとなっているが、一部において、毒物劇物危害防止規程に定められた管理簿に受入年月日を記載しておらず、また、保管責任者の照合・確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知) 2 県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部毒物劇物危害防止規程 4
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 管理簿に受入年月日の記載がなかった劇物については、平成 16 年に保管が判明し、平成 19 年から「広島県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部計量管理規定」 (以下「計量管理規定」という。) により、保管・点検を行い、年 2 回、在庫量を確認していた。いつ果樹研究部において使用されたか不明であったため、管理簿に受入年月日を記載していなかった。また、毒物劇物の管理簿において、保管責任者の照合・確認を行っていなかった。</p> <p>【措置内容】 今後、毒物劇物の管理簿において、保管責任者の照合・確認を行う。</p>	

6 東部厚生環境事務所・東部保健所 (監査年月日：平成 29 年 11 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)				
【長期未納 (滞納繰越分) について】				
次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。				
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 27 年 10 月]	
母子福祉資金に係る貸付金元利収入		57,074,649 円	55,494,533 円	
母子福祉資金に係る戻入金		579,000 円	427,000 円	
措 置 の 内 容				
区 分	未納額 (平成 30 年 8 月末)	全額納入額 (平成 30 年 8 月末)	部分納入額 (平成 30 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 30 年 8 月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	51,764,519円	1,815,315円	3,494,815円	0円
母子福祉資金に係る戻入金	549,000円	30,000円	0円	0円
貸付段階において、借主・連帯借主に対する制度の趣旨説明，連帯保証人への保証の意思確認等を行うとともに、償還開始前 (卒業前) に面接を実施し、償還の意識付け，口座振替払の推奨など，滞納の未然防止に努めている。				
滞納が生じた際には，速やかに電話，訪問，文書等により償還指導を行うとともに，必要に応じて初期滞納債権支払案内委託及び債権回収 (サービサー) 委託を活用するなど，滞納者の状況に応じた取組を行っている。				
今後も母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアルに基づき，区分管理の徹底を図り，悪質滞納者への支払督促の申立てや債権放棄の実施及び執行保留の決定など，更なる債権回収・整理に向けた取組を進める。				

7 北部子ども家庭センター (監査年月日：平成 29 年 10 月 20 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)				
<p>長期未納 (滞納繰越分) について 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生 of 未然防止に努める必要がある。</p>				
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成 29 年 8 月末]		参考 前回監査時 [平成 25 年 8 月末]
児童措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)		10 人	1,561,520 円	14 人 1,253,860 円
措 置 の 内 容				
区分	未納額 (平成 30 年 8 月末)	全額納入額 (平成 30 年 8 月末)	部分納入額 (平成 30 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 30 年 8 月末)
児童措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	9人 1,257,150円	0人 0円	8人 268,370円	1人 36,000円
<p>滞納者に対して、文書及び電話での督促を行うとともに、担当ケースワーカーと連携を取り訪問による納入指導を行い、8人から268,370円の部分納入があった。また、1人は36,000円の不納欠損処分を行い、児童措置費負担金の長期未納については、前回監査以降304,370円減少した。</p> <p>新たな滞納の防止策として、入所時に担当ケースワーカーを通じ、納入者への納入意識の徹底と口座振替利用を積極的に進めている。</p> <p>納期限を経過した債権については、各月納期限の翌月20日頃に初回の督促状を発付。さらに未納が続く者及び長期滞納者に対しては年4回催告書を発付するとともに、電話・訪問などによる納入指導、督促を行うことで徴収の促進を図り、滞納累積の発生防止に努めている。</p> <p>また、所内債権管理検討会議を開催することにより、現在の滞納状況や今後の徴収方針を所内で共有し、組織的な取組を行うとともに、未納原因の分析と財産調査等を行い、各カテゴリ区分に応じた、効率的な滞納整理を行っている。</p> <p>今後も引き続き、滞納者の資力などに応じた法的措置を視野に入れ、対応を検討していく。</p>				

8 県立広島学園 (監査年月日：平成 30 年 1 月 15 日)

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>【ア 常時の費用に係る資金前渡の精算について】 次の常時の費用に係る資金前渡において、年度末における精算について、翌月の初日から 3 開庁日以内に行わなければならない精算手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">区 分</td> <td>・使用料及び賃借料 (平成 28 年度) ・役務費 (平成 28 年度) ・扶助費 (平成 28 年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県会計規則第 33 条第 1 項</td> </tr> </table>		区 分	・使用料及び賃借料 (平成 28 年度) ・役務費 (平成 28 年度) ・扶助費 (平成 28 年度)	根 拠	広島県会計規則第 33 条第 1 項
区 分	・使用料及び賃借料 (平成 28 年度) ・役務費 (平成 28 年度) ・扶助費 (平成 28 年度)				
根 拠	広島県会計規則第 33 条第 1 項				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 担当者 (新任) の資金前渡の精算手続時期の認識が不足していた。 所属内のサポート体制の確保と進捗管理が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 平成 29 年度以降、会計・物品事務を担当する総務課職員に次の研修を受講させ、事務処理能力の向上を図ることで改善に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会計・物品事務初任者研修 (平成 29・30 年度) ②会計・物品事務担当者研修 (平成 30 年度) ③会計事務基礎研修 (平成 30 年度) ④出納員研修 (平成 29・30 年度) <p>常時の費用に係る資金前渡の精算手続の遅延を防止するため、担当者と総務課長が現金出納簿と金庫内の現金の確認・照合を毎月定期的実施し、平成 29 年度末の精算手続も適正に完了した。</p>					

監 査 結 果 (指摘事項)			
<p>【イ 旅費の支給について】 庁においては、翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが、4 月 30 日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">根 拠</td> <td>広島県会計規則第 5 条</td> </tr> </table>		根 拠	広島県会計規則第 5 条
根 拠	広島県会計規則第 5 条		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 担当者 (新任) の旅費事務の認識が不足していた。 所属内のサポート体制の確保と進捗管理が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 平成 29 年度以降、会計・物品事務を担当する総務課職員に次の研修を受講させ、事務処理能力の向上を図ることで改善に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会計・物品事務初任者研修 (平成 29・30 年度) ②会計・物品事務担当者研修 (平成 30 年度) ③会計事務基礎研修 (平成 30 年度) ④出納員研修 (平成 29・30 年度) <p>旅費支給事務の遅延を防止するため、旅行命令に係る復命処理と旅行申請の内容に不備があつた場合は正処理は速やかに行うよう学園内の定例会議において周知を図つた。 総務課長が旅費事務担当者に定期的に旅費支給状況を確認し、遅延防止に取り組んだ結果、平成 29 年度は翌年度の 4 月 30 日までに旅費支出を完了させた。</p>			

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料(年額)
土 地	電気線路設置	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	15,450 円
		平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	360 円
	電柱等	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	2,270 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

措 置 の 内 容

【原因】

担当者（新任）の収入手続時期の認識が不足していた。
所属内のサポート体制の確保と進捗管理が十分でなかった。

【措置内容】

平成 29 年度以降、会計・物品事務を担当する総務課職員に次の研修を受講させ、事務処理能力の向上を図ることで改善に取り組んでいる。

- ①会計・物品事務初任者研修（平成 29・30 年度）
- ②会計・物品事務担当者研修（平成 30 年度）
- ③会計事務基礎研修（平成 30 年度）
- ④出納員研修（平成 29・30 年度）

平成 30 年度は、計画的な収入手続に取り組み、収入手続に遅延が生じることなく徴収期限の平成 30 年 5 月 1 日までに納付を完了させている。

（平成 30 年度）

使用許可財産	使用許可内容	使用料(年額)	納付書に記載された納付期限	納 付 日
土 地	電気線路設置	15,810 円	平成 30 年 4 月 27 日	平成 30 年 4 月 27 日
	電柱等	2,270 円	平成 30 年 4 月 27 日	平成 30 年 4 月 27 日

監 査 結 果 (改善を求める事項)

事務処理の改善について

昨年度及び一昨年度の監査において、多数の事務処理の誤りや遅延が見受けられ、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など事務処理の適正化に向け、組織的な取組を徹底するよう改善を求めたところであるが、今回の監査においても、これまでと同様の不適正な事務処理が複数見受けられた。

昨年度、一昨年度と連続して、指摘事項や改善を求める事項が複数件生じているにも関わらず、今年度の監査においても指摘事項が発生したということは、これまでの取組が不十分であったと言わざるを得ない。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、まずはこれまでの事務処理について原因分析を行った上で、今後は適正な事務処理が速やかに行われるよう、事務処理方法の再点検、上司によるチェック体制の確立、マニュアル等を作成・活用した職員間の引継ぎの確実な実施、職員の研修受講機会の確保等について、本庁所管課とも連携し、より一層取り組む必要がある。

措 置 の 内 容

指摘を受けた不適正な事務処理の改善を図るため、平成 29 年度以降、会計・物品事務を担当する総務課職員に次の研修を受講させ、事務処理能力の向上を図ることで改善に取り組んでいる。

- ①会計・物品事務初任者研修（平成 29・30 年度）
- ②会計・物品事務担当者研修（平成 30 年度）
- ③会計事務基礎研修（平成 30 年度）
- ④出納員研修（平成 29・30 年度）

平成 29 年度は、審査指導課による会計・物品指導検査（実地）がフォローアップを含めて 2 回実施され、会計・物品事務について指導を受け、業務改善を図る上で大変参考となった。また、会計・物品事務に関する疑問点については、積極的に所管課（審査指導課・総務事務課等）に質問を行い、指導を受けながら誤った事務処理の防止に取り組んでいる。

上記の取組により不適正な事務処理は一定の改善に向かっていると認識している。

引き続き、会計・物品事務について所管課（審査指導課・総務事務課等）の指導のもと、職員の研修受講機会の確保を図り、事務処理能力の更なる向上に努めるとともに、会計・物品事務に係るマニュアル、自己点検票等を活用し、総務課長が担当者任せにすることなく、担当者と連携を図り、総務課内のチェック機能の強化に取り組む。

さらに、人事異動に伴う職員間の引継ぎを確実に実施し、本庁所管課（健康福祉総務課・こども家庭課）と十分な連携を図りながら適正な事務処理の継続実施に取り組む。

9 県立福山高等技術専門校 (監査年月日：平成 29 年 6 月 13 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【委託契約の事務処理について】 平成 27 年度住宅設備メンテナンス科職業訓練業務 (後期) に係る委託契約の事務処理について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 支出負担行為整理日について 支出負担行為整理日が契約を締結した日ではなく、契約期間の初日の日で整理されていた。</p> <table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県予算規則第 15 条別表第 1</td> </tr> </table>		根 拠	広島県予算規則第 15 条別表第 1
根 拠	広島県予算規則第 15 条別表第 1		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 担当者の支出負担行為整理日についての認識不足と所属内のチェックが十分でなかつたこと。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、課員全員に今回の指摘事項を周知するとともに、関係法令、会計事務の手引等を再確認し、その内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>			

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【委託契約の事務処理について】 平成 27 年度住宅設備メンテナンス科職業訓練業務 (後期) に係る委託契約の事務処理について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 検査年月日について 委託契約に係る歳出の会計年度所属区分は、履行確認を行った日の属する年度となるが、平成 27 年度歳出予算から支出されているにもかかわらず、検査調書に記載された検査年月日が平成 28 年 4 月 1 日となつていた。</p> <table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号</td> </tr> </table>		根 拠	地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号
根 拠	地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 担当者の検査年月日についての認識不足と所属内のチェックが十分でなかつたこと。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、課員全員に今回の指摘事項を周知するとともに、関係法令、会計事務の手引等を再確認し、その内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>			

10 西部農林水産事務所 (監査年月日：平成 29 年 11 月 8 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく手続について】 次の工事請負契約の契約変更において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づき、必要な書面の作成・交付等を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所東広島農林事業所)</p>	
契約名	県営畑地帯総合整備事業 大崎東地区 排水機場工事 (平成 27 年度～29 年度) 平成 27 年度 (補正) 復旧治山事業 溪間工事 No. 9 (平成 28 年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 12 条, 第 13 条
措置の内容	
<p>【原因】 契約変更において、建設リサイクル法第 12 条及び第 13 条に係る内容に変更がない場合には、当該事務は必要ないと認識していた。</p> <p>【措置内容】 平成 30 年 1 月 16 日付け西部総務事務所東広島支所経理課長通知及び平成 30 年 1 月 23 日付け農林整備管理課長通知や各種会議資料により、今回の指摘事項を周知し「建設リサイクル法」の適切な運用徹底を図るとともに、平成 30 年 4 月 23・24 日の所内農林土木技術研修及び所内執行ミーティングにおいて、当該法に係る事務手続の理解を深め、適正事務処理の徹底を図った。 引き続き、所内研修等により、適正な事務処理が図られるよう努めていく。</p>	

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【契約変更に係る事務処理について】 次の工事請負契約において、変更請負代金額が 3,000 万円又は当初請負代金額に対して 30% を超える増額の契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとしているが、本件工事において、工事の途中段階で、3,000 万円を超える工事内容の変更を認識できたにもかかわらず、工事完成日に締結していた。 このような設計変更に伴う多額の契約変更については、請負代金額及び施工範囲等に係る当事者間の紛争の恐れが大きいことから、必要が生じた都度遅滞なく契約変更を行い、工事の内容及び変更請負代金額等を明確にしておく必要がある。(西部農林水産事務所)</p>	
契約名	県営経営体育成基盤整備事業 原山地区 区画整理工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)
根拠	設計変更に伴う契約変更基準について (平成 10 年 2 月 13 日付け農政部長, 林務部長通知)
措置の内容	
<p>【原因】 発注者と受注者の間で概ねの請負代金額及び施工範囲等の変更の承諾は得られていたが、最終的な数量計算及び図面作成等に時間を要したことから、やむなく工事完成日に変更契約を締結することとなった。</p> <p>【措置内容】 適時に課内進行管理会議を開催することにより、変更内容及びこれに付随する工程管理等を共有し、遅滞ない変更契約を締結する体制を強化し、再発防止に努める。</p>	

11 東部建設事務所 (監査年月日：平成 29 年 11 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づき、あらかじめ主務省令で定める事項を県知事に通知すべきところ、工事完了後にこの通知を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>一般国道 486 号 道路改良工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条</td> </tr> </table>		契約名	一般国道 486 号 道路改良工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)	根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条
契約名	一般国道 486 号 道路改良工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)				
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条				
措置の内容					
<p>【原因】 担当者 (一般監督員) が、建設リサイクル法の手続を失念しており、係長 (主任監督員)、課長 (総括監督員) も未提出であることを確認できていなかった。</p> <p>【措置内容】 担当者 (一般監督員) だけでなく、係長 (主任監督員)、課長 (総括監督員) も含めチェックシートにより複層的な確認を行っている。</p>					

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【イ 変更で追加した工事の積算について】 (ア) 次の工事請負契約において、変更で追加した高強度ネット工の設計金額約 900 万円 (直接工事費) を決定する際に、監督員が請負業者に依頼して得た高強度ネット施工業者 3 者の見積書を根拠に積算していた。 当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を決定する場合には、指名審査委員会等により厳正に選定した複数の者に公文書で依頼して得られた見積書を根拠に積算するなど、客観性や信頼性を確保する必要がある。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>主要地方道福山沼隈線 道路改良工事 (2 工区) (平成 28 年度)</td> </tr> </table>		契約名	主要地方道福山沼隈線 道路改良工事 (2 工区) (平成 28 年度)
契約名	主要地方道福山沼隈線 道路改良工事 (2 工区) (平成 28 年度)		
措置の内容			
<p>【原因】 既契約済みの案件において平成 26 年 4 月 9 日付け技術企画課長通知「請負工事費における直接工事費を見積りによる場合の適正な積算について」の中で「原則、【指名業者選考委員会を開催し、当該工事の入札に参加可能な 5 者程度を選定する。】、直接工事費 1,000 千円未満については、既契約相手方 1 者とすることが出来る。」となっているが、監督員が変更で追加した高強度ネット工の工事費見積もり相手の選定に際し、前述のとおり指名業者選考委員会による選定が必要であるにもかかわらず、監督員で可能であると誤認していたこと。</p> <p>【措置内容】 監督員は平成 26 年 4 月 9 日付け技術企画課長通知「請負工事費における直接工事費を見積りによる場合の適正な積算について」を再確認するとともに、所属内で再度通知文の内容を共有して理解の徹底を図り、誤りを繰り返さないように措置を行った。</p>			

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 変更で追加した工事の積算について】

（イ）次の工事請負契約において、変更で追加した仮設浮棧橋工の材料費の設計金額約 200 万円を決定する際に、監督員が取扱業者に依頼して得た見積書を根拠に積算していた。

当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を決定する場合には、指名審査委員会等により厳正に選定した複数の者に公文書で依頼して得られた見積書を根拠に積算するなど、客観性や信頼性を確保する必要がある。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

契約名	地方港湾千年港 港整備交付金工事（岩船地区）（平成 28 年度～平成 29 年度）
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

工事請負契約の事務処理において、設計金額の材料費の積算については、平成27年8月20日技術企画課長通知「請負工事費における材料費の適正な積算について」に基づき積算する必要があるが、平成26年4月9日技術企画課長通知「請負工事費における直接工事費を見積りによる場合の適正な積算について」の別紙「見積りによる直接工事費の決定と取り扱い」1 見積り依頼先 (2) 既契約済みの案件にある「直接工事費1,000千円未満については、既契約相手方1者とすることが出来る。」により、一者の見積りでの積算が可能であると誤認していたこと。

【措置内容】

監査後、係員へ平成 27 年 8 月 20 日技術企画課長通知「請負工事費における材料費の適正な積算について」に基づき積算する必要があることを周知し、同通知を使うことを徹底した。また、可能な限り大きな変更工事契約が生じないよう、発注前に現場調査を行い、事前に現場状況をより把握するよう努めることとした。併せて、所属内でこの内容を共有し、材料費の変更契約について、理解を深めた。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 工事請負契約における契約変更について】

（ア）既設路盤の空洞調査業務の追加について

次の工事請負契約において、既設路盤の空洞調査業務を契約変更により追加していた。

空洞調査については、必要な技術を有する業者を県が自ら選定して、業務品質を確保するとともに、この結果が当該工事の設計、積算に関わるものであることから、元請建設業者との契約ではなく別途発注して、客観性及び信頼性が確保されるように事務処理の改善に努める必要がある。（東部建設事務所）

契約名	一般国道 486 号 道路改良工事（平成 27 年度～平成 28 年度）
-----	--------------------------------------

措 置 の 内 容

別途発注して業務委託契約を行うにあたり、県の標準歩掛がないため見積を徴収して指名競争入札を行う必要があり、契約までに約 40 日が必要となる。その間工事中止となる可能性があるが、請負業者に、発注者の責により工事中止等の不利益が生じた場合に、中止期間中の現場管理費や建設機械のリース料等の費用を請求される恐れがあるため、早期に工事続行する必要がある。

当路線の下には流域下水道管が埋設されていて、当時の下水道工事の影響で空洞が生じたと思われる。埋設管渠の位置を図面に記入する業務までは行っているが、工事前に路面陥没の事例もないため空洞調査までは行っていなかった。工事区間に空洞が見つかったため、一時中止することなく工事を続行させるため、元請建設業者に調査を依頼した。

※ 契約約款第 20 条の 3 抜粋

受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

下水道管が埋まっている工事計画箇所であれば、道路詳細設計時に合わせて空洞調査を行うなど工事個所の諸条件を総合的に勘案・検討して対応する。

監査結果を踏まえ、職員に変更契約のルール（別途契約の原則）の周知徹底を図り、所属内で今回の指摘内容を共有することで、所全体でのチェック体制を強化した。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 工事請負契約における契約変更について】

（イ）電気工事、測量・設計業務、遠隔地の工事の追加について

次の工事請負契約において、当初契約と著しく異なる電気工事、測量・設計業務、1 km 以上離れた箇所の舗装工事等を契約変更により追加していた。

これらの追加した工事及び業務については別に入札手続を行い、当該工事等に必要な入札参加資格を求めなどにより品質の確保及び適正な競争入札を促すよう事務処理の改善に努める必要がある。

（東部建設事務所三原支所）

契約名	主要地方道福山尾道線 道路改良工事（10 工区）（平成 27 年度～平成 28 年度）
-----	---

措 置 の 内 容

本工事はバイパス工事の最終工事区間であり、地元からの強い早期供用要望があった。別の入札手続を行うことなく、短期間でその要望に対応しようとしたため、変更契約により追加していた。

事業実施の際は、地元との協議を密に行い、工事進捗等を広報し、必要な工期についても地元説明することにより、無理のない工程管理が行えるよう変更した。

また、この監査結果を所属内で周知することにより、追加した工事及び業務については別に入札手続を行い、当該工事等に必要な入札参加資格を求めることを徹底し、再発防止に努めている。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 工事請負契約における契約変更について】

（ウ）地質調査業務の追加について

次の工事請負契約において、地質調査業務を契約変更により追加していた。

地質調査については、必要な技術を有する業者を県が自ら選定して、業務品質を確保するとともに、この結果が当該工事の内容に関わるものであることから、元請建設業者との契約ではなく別途発注して、客観性及び信頼性が確保されるように事務処理の改善に努める必要がある。（東部建設事務所三原支所）

契約名	重要港湾尾道糸崎港 港湾改修工事（山波地区P B S）（平成 27 年度～平成 28 年度）
-----	--

措 置 の 内 容

設計によるボーリングデータを基に施工機械の選定をしていたが、施工において複数個所で鋼矢板の高止まりが発生し、打設が困難になった。

工期末が迫っていたこと及び施工機械の拘束や変更など、ボーリングによりN値を速やかに確認する必要があったことから、短期間で対応しようとしたため、別途発注でなく工事請負契約の技術管理費により地質調査業務を追加していた。

鋼矢板打設などの工事においては、余裕ある工期の設定や、設計時において土質変化点などを把握するなどの変更を行い、地質調査業務の別途発注が必要になった場合でも対応できるよう調整を図っている。

また、この監査結果を所属内で周知することにより再発防止に努めている。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 契約変更に係る事務処理について】

次の工事請負契約において、請負代金額の 30%又は 3,000 万円を超える契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとしているが、本件工事において、それぞれの工事の途中段階で、請負代金額の 30%又は 3,000 万円を超える工事内容の変更を認識できたにも関わらず、契約変更を工事完成日の直前に締結していた。

このような設計変更に伴う多額の契約変更については、請負代金額及び施工範囲等に係る当事者間の紛争の恐れが大きいことから、必要が生じた都度遅滞なく契約変更を行い、工事の内容及び変更請負代金額等を明確にしておく必要がある。

契約名	（東部建設事務所） 一般国道 313 号 道路改良工事（その 3）（平成 27 年度～平成 28 年度）
	（東部建設事務所） 一般国道 486 号 道路改良工事（平成 27 年度～平成 28 年度）
	（東部建設事務所三原支所） 一般国道 184 号 道路改良工事（平成 28 年度～平成 29 年度）
	根 拠
設計変更に伴う契約変更基準について（平成 10 年 1 月 20 日付け土木建築部長通知）	

措 置 の 内 容

設計変更の伴う案件については、変更契約に伴う日数を短縮するため、工事内容変更通知書により業者に指示し後日契約変更を行っているところであるが、本件については、担当者（一般監督員）の認識不足ならびに、係長（主任監督員）、課長（総括監督員）のチェック体制が働いていなかった。

監査結果を踏まえ、職員に変更契約のルール周知徹底を図り、所属内で今回の指摘内容を共有することで、全体でのチェック体制を強化した。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 工事請負契約における中間検査について】

次の工事請負契約において、施工途中で実施する中間検査が土木工事検査マニュアルで請負代金額に応じた規定している回数を満たしていなかった。

工事の内容及び規模を考慮すれば、同マニュアルの規定どおりに中間検査を実施する必要がある。（東部建設事務所三原支所）

契約名	一般国道 184 号 道路改良工事（平成 28 年度～平成 29 年度）
根拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第 7 条（発注者の責務） 土木工事検査マニュアル 第 5（検査の実施基準）

措置の内容

同マニュアルの規定では、中間検査の回数を増やす必要がある場合は、判明した時点で適切に追加の中間検査を実施することと記載されているが、当該工事では予定請負代金額が該当の金額を超えると判明した時、既に工事の進捗が追加の中間検査の実施時点を大幅に超過していたため、追加の中間検査を見送った。

従来の同マニュアルの規定には、判明した時点についての記載がなかったが、土木工事検査マニュアル（平成 30 年 6 月）には、中間検査の回数を増やす必要がある場合の判断は、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、予定請負代金額が対象金額を超えた時点であると新規に記載されている。

この記載に基づき、早期に設計変更の対象事項の把握に努めると共に、必要回数の中間検査を実施する。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（東部建設事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 27 年 10 月]
道路使用料	4 人 539,760 円	2 人 466,700 円
港湾施設使用料	11 人 4,987,753 円	9 人 2,907,807 円

措置の内容

区分	未納額 (平成 30 年 8 月末)	全額納入額 (平成 30 年 8 月末)	部分納入額 (平成 30 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 30 年 8 月末)
道路使用料	3 人 407,260 円	1 人 38,500 円	1 人 94,000 円	0 人 0 円
港湾施設使用料	9 人 4,599,739 円	2 人 166,556 円	3 人 221,458 円	0 人 0 円

(道路使用料)

未納者について督促を行い、全額納入者 1 人 38,500 円及び部分納入者 1 人 94,000 円について納入され、結果、合計 132,500 円未納減額となっている。

未納者のうち、2 人 357,980 円については督促中。1 人 49,280 円については、死亡により相続人が、裁判所へ相続放棄の手続を行っているため、手続完了後、滞納処分の執行を停止する。

(港湾施設使用料)

未納者について督促を行い、全額納入者 2 人 166,556 円及び部分納入者 3 人 221,458 円について納入され、結果、合計 388,014 円未納減額となっている。

未納者のうち 8 人 4,476,659 円については督促中。1 人 123,080 円については、滞納者が死亡し、また法定相続人も相続放棄の手続を行ったため、滞納処分の執行を停止した。

12 北部建設事務所 （監査年月日：平成 29 年 10 月 20 日）

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、県知事に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所）</p>	
契約名	一般国道 375 号道路改良工事（戦略プロジェクト・単独）（平成 27 年度～平成 28 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者（一般監督員）が、建設リサイクル法の手続を失念しており、係長（主任監督員）、課長（総括監督員）も未提出であることに気付かずチェック体制も不十分であった。</p>	
<p>【措置内容】 設計図書の決裁時に対象建設工事かを担当者（一般監督員）だけでなく、係長（主任監督員）、課長（総括監督員）も含め複層的な確認を行うことをルール化し、完成検査時にも適正に処理が行われているか確認を行う等の再発防止策を講じて、所内研修で周知を図った。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
【工事の施工管理に必要な事務手続きについて】	
平成 28 年度及び平成 29 年度の複数の工事において、工事の施工管理に必要な工程表の提出や主任技術者等の氏名の通知を受注者から受けていないほか、完了検査の結果を通知していないなど、建設工事執行規則に基づく事務手続きが行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	中央棟個室整備工事，東棟屋上機械室厨房系統他蒸気配管保管ジャケット取付工事（平成 28 年度） 管理棟 3 階医局北東側パーテーションブース改修工事等（平成 29 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 14 条，第 19 条，第 20 条及び第 41 条
措 置 の 内 容	
【原因】	
担当部署において、建設工事執行規則に基づく事務手続について認識が不足していたこと。	
【措置内容】	
建設工事執行規則について再確認するとともに、請負代金内訳書及び工程表の提出（規則第 14 条）、監督員の職名及び氏名の通知（同第 19 条）、現場代理人及び主任技術者等の氏名その他必要な事項の通知（同第 20 条）、完成検査の結果通知（同第 41 条）など、建設工事執行規則に基づく事務手続を徹底し、適正に事務処理を行っている。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
【ア 工事請負契約に係る事務処理について】	
平成 28 年度及び平成 29 年度において、入院患者の療養環境改善のための個室整備や、省エネルギー化のための設備改修をはじめ多数の工事を執行しているが、次のような事務処理が見受けられた。	
(ア) ほぼ同じ仕様、工期の複数の工事が、分割して発注されている。	
(イ) 仕様の決定や設計金額の積算に当たり、1 者のみから徴取した参考見積書の内容に基づき積算されている。	
(ウ) 業者選定に当たり、2 者による見積り合わせを実施しているが、複数の同種工事において参加者が同一である。	
工事請負契約の事務処理については、同種工事の統合発注や競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。	
なお、病院内における工事のうち、特に病室のように患者に直接影響を及ぼす工事については、入院患者の状況に応じて工事日が決定されるなどのため個別の執行とならざるを得ない状況が多いが、できる限り統合した発注ができるように改善に努める必要がある。	
契約名	中央棟個室整備工事，東棟屋上機械室厨房系統他蒸気配管保温ジャケット取付工事， 北棟 2 階医局改修工事等（平成 28 年度） 管理棟 3 階医局北東側パーテーションブース改修工事等（平成 29 年度）
措 置 の 内 容	
病院内の工事については、患者に配慮した工事を行う必要があり、患者の対応状況に応じて短期間で施工日を調整することとなる。そのため、病院工事に精通している複数業者の見積り合わせにより業者を選定し、随時執行する機会が多いが、今後は、患者への影響について十分確認したうえで、工期が確保できる場合は、できる限り統合した発注に努めることとする。	
また、工事請負契約の事務処理については、仕様の決定や設計金額の積算にあたり、複数業者から参考見積書を徴取するなど、事務処理の改善を行う。	

監査結果(改善を求める事項)

【イ 物品の調達に係る事務処理について】

次の工事請負契約において、別途発注すべき多数の物品調達が含まれていた。
建設工事に合わせて物品を調達する場合は、本体工事との関連性や集約化によるスケールメリット等を十分考慮し、公平性、競争性及び透明性が確保され、かつ経済性にも優れた、最適な調達方法を採用する必要がある。

契約名	管理棟3階医局北東側パーテーションブース改修工事等(平成29年度)
-----	-----------------------------------

措置の内容

建設工事との関連性等を考慮したうえで、物品調達が適当と考えられるものは、適切な調達方法により事務処理を行う。

14 一般財団法人もみのき森林公園協会 (監査年月日:平成29年11月28日)

平成29年度 監査結果(指摘事項)

【減価償却費について】

一般財団法人については、償却すべき資産について、事業年度の末日において相当の償却をすることが定められており、当財団の財務規程上では取得価額の100分の95に相当する金額に達するまで行うこととされているが、規程どおりの取扱いがされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律施行規則第23条 一般財団法人もみのき森林公園協会財務規程第59条
----	--

措置の内容

【原因】

減価償却費の計上に係る正しい認識をもっていなかったため、平成26年度以降の赤字決算書の場合において、減価償却費を計上できていなかった。

【措置内容】

指摘を受けた事項について、次の措置を行った。

- (1) 研修会を通じて適切な費用処理を認識した。
- (2) 平成29年度の決算処理を行う際は、財務規程を確認し、固定資産の減価償却を確実に実施した。また、過年度分の減価償却未実施分を経常外費用として処理した。

今後の再発防止策として、次の2点の対応を行い、指摘事項の改善に取り組んだ。

- (1) 経理担当者においては、年度末における会計処理について漏れがないか財務規程を確認し年度末の会計処理を行った。
- (2) 計算書類等を監査してもらう際には監事2名に対して、「財務規程」や「補助簿」などの関係書類なども提出し、損益の状況について適正な状況で表示されているかどうかを確認出来る状態で、監事に確認してもらった。

また、監事による監査の期間を約1週間程度設けることで、監事監査が適切に行われる運用にした。

15 一般財団法人休暇村協会 (監査年月日：平成30年2月15日)

平成29年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【休業日の設定について】 公園施設の休業日を設定しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けることとされているが、県の承認を受けずに、公園施設の一部（オートキャンプ場）を休業していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>県の承認を受けていない休業日</p>	<p>平成28年12月1日から平成29年3月24日 平成29年12月1日から平成30年3月31日</p>
<p>根 拠</p>	<p>自然公園施設の設置及び管理に関する条例第12条 帝釈公園施設の管理に関する基本協定書第5条第3項</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 職員が、広島県に対し「休業日設定承認申請書（以下「申請書」という。）を既に提出している」という思い込みが原因となり当該事案が発生した。</p>	
<p>【措置内容】 今回の発生した事項について、広島県に対して「発生の経緯」及び「再発防止策」の説明をするとともに、今後の再発防止策として、次の2点の対応を行った（また、未提出であった申請書についても提出した。） (1) 施設を休業する場合には、県に申請書を提出するよう関係職員3名を集めて、再度周知した。 (2) 今後、職員が毎月の実績報告書を提出するにあたり、今後の申請等必要な手続に漏れがないか、支配人等がチェックする運用とした。</p>	

16 社会福祉法人広島県福祉事業団 (監査年月日：平成30年1月12日)

平成29年度 監査結果 (改善を求める事項)					
【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】					
次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。					
施設区分		長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成27年10月]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	7人	1,323,904円	2人	255,771円
障害者療育支援センター	わかば療育園	2人	295,300円	2人	206,300円

措置の内容

施設区分		未納額 (平成30年1月末)	部分納入額 (平成30年3月末)	未納残額 (平成30年3月末)
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	1,323,904円	69,900円	1,254,004円
障害者療育支援センター	わかば療育園	295,300円	89,000円	206,300円

医療センターに係る未納金については、平成27年度監査時の2人から、新たに5人増加しており、いずれも入院費が退院時の精算の際に未払いとなったものである。早期に債務者の状況を把握し、できるだけ長期化させないよう徴収に努めており、3月に未納者のうち1人から一部納入があった。

わかば療育園については、増額していた89,000円が3月に納入された。今後も関係機関と連携し、引き続き粘り強い取組を行う。

平成29年度 監査結果 (改善を求める事項)

【イ 金庫内の拾得物の適正管理について】
金庫内に拾得物が長期間保管されたままとなっていた。拾得物については、金庫内に長期間保管せず、速やかに警察署長に提出する必要がある。

措置の内容

施設内での拾得物は、遺失者が問合せに来る可能性があることから、金庫内で保管していた。しかし、保管期間を定めておらず、また、台帳等での管理をしていなかったため、問合せのない物は長期間保管されたままとなっていた。

今後は、拾得物台帳を作成するとともに、一定期間 (基本1週間以内) 経過したものは、警察署長に提出することとする。

17 社会福祉法人尾道さつき会 （監査年月日：平成 30 年 2 月 15 日）

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）	
<p>【指名競争入札における業者選定について】 次の工事請負契約は、20 業者による指名競争入札が不調になったことから、仕様及び予定価格を見直し、約 1 か月後に同じ 20 業者で指名競争入札を行ったところ、14 者が辞退して 6 者の価格競争で落札者を決定している。なお、辞退した 14 者のうち 12 者は、前回同様、技術者の確保が困難であることなどを理由に辞退していた。 指名競争入札は、指名した全ての業者による価格競争で落札者を決定することが望ましいことから、保有する情報を基に指名する業者を選定して、工物品質の確保及び適正な価格競争を促すよう事務処理の改善に努める必要がある。 ○工事名：児童発達支援センターあいあい整備工事（平成 28 年度）</p>	
措 置 の 内 容	
<p>再発防止のため、同様の指名競争入札における不調等の対応について再検討を行った。 具体的には、指名業者の選定時には、設計者や地元自治体等から入札状況に関する情報を入手し参考にすることや、指名辞退のため不調が生じた場合は、辞退理由を詳細に聞き取り適切な対応策を検討することとした。 また、速やかな入札・契約事務に備えて、「指名替え又は設計変更による再度入札、随意契約」のいずれかによる対応について内規を整理し、明確化を図った。</p>	

18 一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会 （監査年月日：平成 30 年 3 月 5 日）

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【財務諸表の表示について】 正味財産増減計算書内訳表の経常費用の給与手当費等について、事業費と管理費に区分されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 42 条第 2 項 「公益法人会計基準」の運用指針 12（2）正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領及び様式 2－3
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 正味財産増減計算書においては、事業費と管理費に区分して記載していたが、財務諸表を作成した際に、正味財産増減計算書内訳表においては該当する事業費と管理費が同様の科目となっていたため、同じ欄に区分して記載した。</p>	
<p>【措置内容】 平成 29 年度の財務諸表については、事業費と管理費を区分して記載するように改善した。</p>	

19 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会 (監査年月日：平成30年3月5日)

平成29年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【賞与引当金の計上額について】 平成28年度財務諸表に計上されている賞与引当金の額に、賞与に係る法定福利費相当額が含まれていない。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	健康保険法第156条 企業会計原則 [注18] 引当金について
措置の内容	
<p>【原因】 会計処理方法に対する認識不足。</p> <p>【措置内容】 平成29年度決算から指摘のとおり修正した。</p>	

平成29年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【業務受託に係る収入の計上科目について】 一般正味財産増減の部に計上されるべき「法人業務委託費補助金」が、補助金等として指定正味財産増減の部に計上されている。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	「「公益法人会計基準」の運用指針」(内閣府公益認定等委員会 改正平成21年10月16日) 10
措置の内容	
平成29年度は該当する委託費がなかったため、今後、同様の委託費が発生した場合は、適切に処理する。	

20 広島高速道路公社 (監査年月日：平成29年11月21日)

平成29年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【賞与引当金について】 職員に勤勉手当と期末手当が支給されているが、引当金の計上要件を満たしているにもかかわらず、賞与引当金を計上していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	企業会計原則注解 (注18)
措置の内容	
<p>【原因】 当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 平成30年3月26日付で広島高速道路公社会計規程を改正し、平成29年度決算から賞与引当金を計上するよう改めた。外部専門家への相談を密に行うなど、会計基準を十分理解するよう努めている。</p>	

21 株式会社水みらい広島 (監査年月日：平成 29 年 12 月 21 日)

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【委託契約の事務処理について】</p> <p>複数年契約を締結している次の委託契約について、毎年度、当該年度分の実績額を支払っているが、社内決裁を受けずに額の確定をしている。</p> <p>購買規程等では、契約期間途中の検収に関する明確な定めはないが、実質的に年度単位で検収を行い、経費を確定させているため、年度ごとに検収調書を作成するなどにより決裁を受ける必要がある。</p>	
契約名	三ツ石浄水場等水質検査業務委託 (平成 28 年度) 本郷埜田浄水場等水質検査業務委託 (平成 28 年度)
措 置 の 内 容	
<p>複数年契約の委託料の支払いにおいて、平成 29 年度分は、単年度の検収調書を作成し社内決裁を得て、支払額を確定した。</p> <p>今年度中に購買規程及び購買の手引きを改定し、今後も担当者間の引継ぎの徹底や、連絡会議により情報共有を図るなど、適正な会計処理を行う。</p>	

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：平成 29 年 8 月 3 日)

平成 29 年度 監査結果 (改善を求める事項)					
【長期未納 (滞納繰越分) について】					
次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 28 年度決算額]		参 考 [平成 27 年度決算額]		
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	938 人	109,137,490 円	942 人	78,262,960 円	
措 置 の 内 容					
<p>口座振替不能や 1 か月未納などの初期未納者に対し、文書により口座振替不能や 1 か月未納のお知らせを送付し、納入の働きかけを行った</p> <p>長期滞納者に対して、法的措置 (支払督促の申立て等) も辞さない姿勢を見せながら、納入の働きかけを行うとともに、改善が見られない者 (9 名) に対しては、支払督促の申立てを実施した。</p> <p>上記の取組により、平成 29 年度末の人数、滞納繰越額ともに減少した。</p>					
長期未納 (滞納繰越分)					
区 分	平成 29 年度決算額		平成 28 年度決算額		決算額等減少数値
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	488 人	87,522,323 円	575 人	99,083,789 円	87 人 11,561,466 円
<p>※監査結果の [平成 28 年度決算額] 欄は監査調書作成時点の見込み数値。 措置の内容の「平成 28 年度決算額」欄は確定数値。</p>					

2 県立呉三津田高等学校 (監査年月日：平成 29 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
【備品の管理について】 次の備品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
品 名	ピアノ (4 台)
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
【原因】 備品に該当するにもかかわらず、備品の登録及び出納簿への記載を失念しており、備品の適正な管理ができていなかった。	
【措置内容】 備品登録を行い出納簿への記載を行うとともに、物品マニュアル等関係法規を再度確認し、事務処理について再確認をした。 所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。	

3 県立尾道東高等学校 (監査年月日：平成 29 年 8 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
【フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については簡易点検を行うこととなっているが、実施されていなかった。また、平成 28 年 7 月に空調機器を更新しているが、記録簿に記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 (平成 26 年経・環告示第 13 号)
措 置 の 内 容	
【原因】 当該法律への理解が不十分であったため、簡易点検の実施及び空調機器更新時における記録簿への記載を失念していた。	
【措置内容】 関係通知等を再確認し、監査後、簡易点検を実施するとともに、更新した空調機器についても記録簿へ記載した。 事務室内においても関係通知等の内容を共有し、組織全体で点検漏れ及び記載漏れを防ぐ体制を整えた。	

4 県立廿日市高等学校 (監査年月日：平成 29 年 6 月 7 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について】 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成 28 年度及び 29 年度)</p>	
対象	PTA 複写機の設置に伴う電気料金
内容	・電気料金の算出において、使用する校舎全体の面積を誤っていた。 平成 28 年 4 月～29 年 3 月分 追加徴収額 4 円 平成 29 年 4 月～29 年 5 月分 追加徴収額 2 円
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 27 条 行政財産の使用許可及び使用料等の取り扱い要領
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 電気料金の算出において根拠となる校舎全体の面積について、平成 25 年度以降、財産の異動があつたにもかかわらず従来の面積を使用し続けたため、誤った額の電気料金を徴収していた。</p> <p>【措置内容】 追加徴収となる電気料金の調定を行い、収納を確認した。 今回の指摘事項について、朝の連絡会及び随時の連絡会で各担当間の連携を図り、財産管理上必要な情報の共有化を図るとともに、起案を正副担当だけでなく事務室全体で確認し、組織内でのチェック体制を強化した。</p>	

5 県立千代田高等学校 (監査年月日：平成 30 年 1 月 15 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【通勤手当の支給について】 通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
支給不足額	1 名 4,100 円 (平成 26 年 5 月～平成 29 年 9 月)
根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第 4 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 職員の通勤手当認定額算出の際の計算を誤り、また確認も不十分のまま認定していた。</p> <p>【措置内容】 認定誤りについて修正し、不足額を追給した。 諸手当認定の際に、組織全体でのチェック体制を強化した。また、過年度に認定したものについても、諸手当の現況確認時にチェック表を作成し確認することにより、認定額の確認を行った。</p>	

6 県立安古市高等学校 (監査年月日：平成 29 年 8 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【住居手当の支給について】 住居手当の支給において、支給の始期を誤って認定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>誤支給額</td> <td>1名 27,000 円 (平成 28 年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 3, 第 5</td> </tr> </table>		誤支給額	1名 27,000 円 (平成 28 年 5 月)	根拠	住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 3, 第 5
誤支給額	1名 27,000 円 (平成 28 年 5 月)				
根拠	住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 3, 第 5				
措置の内容					
<p>【原因】 フリーレント期間 (1 か月) 付き賃貸借契約において、誤って家賃負担のない月から住居手当を認定していた。(4 月 16 日から 5 月 15 日まで家賃負担なしのため、支給の始期は 5 月ではなく 6 月) 認定時においてフリーレント等の制度の認識・確認が不十分であつた。</p> <p>【措置内容】 認定誤りを修正のうえ、直ちに戻入を行った。 全ての認定事案について、賃貸借契約の特約事項等も含めて改めて点検を行った。 所属内でその内容を共有し、チェック体制を強化した。</p>					

7 県立宮島工業高等学校 (監査年月日：平成 29 年 5 月 23 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【扶養手当に係る事後の確認について】 扶養手当の支給を受けている職員に係る事後の確認において、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、他の者と所得を比較するなど、職員が主たる扶養者であることを確認することとなっているが、この確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>扶養親族の所得等現況届 (平成 28 年度)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>扶養手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 8</td> </tr> </table>		対象	扶養親族の所得等現況届 (平成 28 年度)	根拠	扶養手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 8
対象	扶養親族の所得等現況届 (平成 28 年度)				
根拠	扶養手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 8				
措置の内容					
<p>【原因】 扶養親族の所得等現況届を確認する際に共同扶養者の存在を見落としていた。</p> <p>【措置内容】 共同扶養者の所得状況について確認し、職員が主たる扶養者であることを確認した。 また、再発防止のため、事務室内に今回の指摘事項を周知するとともに、諸手当の現況確認を行う際には認定簿と合わせて確認するよう徹底し、複数人でのチェックを行うよう体制を強化した。</p>					

8 県立呉商業高等学校 (監査年月日：平成 29 年 8 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【扶養手当の事後の確認に係る事務処理について】 扶養手当の支給を受けている職員に係る事後の確認において、扶養親族の月々の収入が不安定な場合の収入額の確認がされていない月があった。 また、収入額を算定する際に、賞与が加算されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
対 象	扶養親族の所得等現況確認 (平成28年度)
根 拠	扶養手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 8 扶養手当の運用改正について (平成17年 5 月26日 管理部教職員課長通知)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 現況確認の認識が不足しており、不安定収入者について、収入額の確認をすべき期間を誤認し、同時に賞与を加算することを失念していた。 また、本校で使用している被扶養者の収入確認表は、確認を適切に行えるものとなっておらず、確認漏れが生じやすい状況にあった。</p> <p>【措置内容】 扶養手当の支給を受けており、かつ扶養親族が不安定収入である職員について、扶養親族の収入額の再計算を行い、認定誤りがないか確認した。 今後は、事務室全体として認定要領や通知をよく確認した上で処理を行うこととし、不安定収入者の収入確認が適切に行えるように、確認表を修正するとともに、人事異動を踏まえ、引継書に、今回の誤りについて注意事項として加筆を行った。</p>	

9 県立広島特別支援学校 (監査年月日：平成 30 年 3 月 5 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア プリペードカードに係る出納簿について】 金券であるアプリケーション・ソフト導入用プリペードカードの管理において、平成 28 年度は郵便切手類出納簿への記録は行われていたが、平成 29 年度の引継に際して、規則で定める引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。 また、平成 29 年度の郵便切手類出納簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県物品管理規則第 39 条第 2 項, 第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 引継ぎ及び当該規則への理解が不十分であったため、アプリケーション・ソフト導入用プリペードカードの引継に不備があった。 また、平成 29 年度の郵便切手類出納簿の作成を失念していた。</p> <p>【措置内容】 監査後に、平成 29 年度の郵便切手類出納簿を作成し、アプリケーション・ソフト導入用プリペードカードに関しても、引継年月日の記載及び記名押印を行った。 今後は、担当者間での引継ぎを適正に行うため、引継項目を明文化し、引継項目に漏れないようにするなど再発防止に努める。</p>	

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 住居手当に係る認定簿の作成について】

職員の住居手当の月額決定又は改定を行う際には、住居手当認定簿に記載し管理することとされているが、住居手当認定簿が作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第 6 条 「臨時的任用職員給与取扱要綱」の適用を受ける者の住居手当認定要領（広島県教育委員会）第 4
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

要件を具備していることを確認後、住居手当認定簿の作成を失念していた。また、その後の確認も不足していた。

【措置内容】

作成されていない住居手当認定簿について速やかに作成した。
給与に関する研修へ参加するなどし、事務処理について再認識した。また、その研修内容を共有し、チェック体制を強化した。

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 通勤手当に係る事後の確認について】

通勤手当を支給している職員に係る事後の確認について、職員が有料道路により認定を受けている場合には、毎月その利用状況を、翌月 10 日までに確認することとなっているが、この確認がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第 12 条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 9
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

有料道路により認定を受けている職員の把握が十分でなく、確認が漏れていた。

【措置内容】

有料道路の定期確認がされていない職員について速やかに確認を行い、引き続き支給要件を満たしていることを確認した。
また、有料道路の認定を受けている職員の一覧表を作成し、確認を徹底するとともに、該当職員へ翌月 10 日までに確認書類を提出するよう指導した。

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【エ フロン類を使用した機器の点検について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については簡易点検を行うこととなっているが、平成 29 年 5 月以降の簡易点検が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条
第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

措置の内容

【原因】

当該法律への理解が不十分であったため、簡易点検の実施を失念していた。

【措置内容】

関係通知等を再確認し、監査後、簡易点検を実施するとともに、簡易点検記録簿を整備した。
事務室内においても関係通知等の内容を共有し、組織全体で点検漏れを防ぐ体制を整えた。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【事務室の執行体制について】

今回の学校の監査においては、指摘事項のとおり、主に外部への影響がない業務について、事務処理が先送りにされている傾向が見受けられた。

今後、年度末や新年度を迎えるに当たり、担当者の異動もあることから、担当者間での引継を適正に行い、特に支出事務等で事務処理期限が定められたものについては、事務処理の漏れや遅延が発生しないように注意する必要がある。

当校は、肢体不自由部門と知的障害部門の 2 部門を受け持っているため業務の種類が多く、さらに、150 名を超える教職員が在籍しており、給与、手当、旅費等の業務量も多い状況にある。このような中、年度途中に事務室の執行体制が十分に確保できない状況になっていることが認知されているにもかかわらず、本庁も含め十分な対処もなく、事務の停滞が生じている。

については、当校から本庁所管課に対し、現状の事務執行体制における課題をしっかりと伝え、所管課との連携のもと、早急に必要な対策を講じる必要がある。

措置の内容

県立学校の事務室は、事務職員 3 名（事務長を含む）の体制が基本だが、業務量の多さを考慮し、当校は事務職員 5 名（総括事務長を含む）の体制となっている。

しかしながら、昨年度は、3 名の職員が病気休暇を取得したため、繰り上げ採用により正規職員 1 名が配置されたものの、代員である臨時的任用職員が多くの事務処理を担当せざるを得なくなり、特別支援教育就学奨励費や給与、経費の支払など、遅延による影響の大きな業務から優先して処理せざるを得なかったものである。

今年度においては、人事異動で本務者 2 名の配置が行われた上、事務職員 5 名の体制は維持しており、人的体制の強化が図られた。

また、年度末・新年度の担当者間の引継では引継項目を明文化し、事務処理の遺漏等がないよう努めるとともに、再発防止のため事務室内で定期的なミーティングを設定し、相互の事務処理状況を共有し、組織的に事務処理を行っている。

10 県立広島北特別支援学校 (監査年月日：平成 29 年 8 月 2 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【フロン類を使用した機器の点検について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については簡易点検を行うこととなっているが、実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該法律への理解が不十分であったため、簡易点検の実施を失念していた。</p> <p>【措置内容】 関係通知等を再確認し、監査後、簡易点検を実施するとともに、簡易点検記録簿を整備した。 事務室内においても関係通知等の内容を共有し、組織全体で点検漏れを防ぐ体制を整えた。</p>	

【公安委員会】

1 警察本部 (監査年月日：平成 29 年 7 月 28 日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
【ア 監理技術者等の工事現場における専任について】 次の工事請負契約において、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される監理技術者等は工事現場ごとに専任の者と建設業法及び同法施行令に規定されているが、受注者にこれを求めていなかった。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)	
契約名	2-11 新己斐橋西詰交差点ほか 17 か所集中制御機更新その他工事 (平成 28 年度) 2-17 鹿子陸橋西交差点ほか 21 か所集中制御機更新その他工事 (平成 28 年度)
根拠	建設業法 第 26 条第 3 項 建設業法施行令 第 27 条第 1 項
措置の内容	
【原因】 監理技術者等の専任の要件を誤って理解していたため。	
【措置内容】 指摘事項について情報を共有し、工事担当者に対し専任要件に該当する工事について監理技術者等の専任を求めるように周知した。	

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
【イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づき、必要な書面の作成・交付等を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)	
契約名	2-36 三原駅前交差点ほか 11 か所信号機改良その他工事 (平成 28 年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号
措置の内容	
【原因】 建設リサイクル法の対象工事か否かについて、チェックが十分でなかったことによる。	
【措置内容】 再発防止として、建設リサイクル法の対象工事か否かについて複数人でチェックし、漏れのないようにした。	

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】

次の工事請負契約の契約変更において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な書面の作成・交付等を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

契約名	2-18 広島大学付属病院前交差点ほか34か所信号機改良その他工事（平成28年度） 2-38 寺家駅北口交差点ほか3か所信号機新設その他工事（平成28年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条、第12条、第13条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第8条第1項第2号

措置の内容

【原因】

当初の契約段階で通知は行っていたが、変更契約では改めて書面の作成・交付は不要であるとの誤った認識であったため。

【措置内容】

指摘事項について情報を共有し、工事担当者に対し変更契約の際にも書面の作成・交付等を行うように周知した。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 交通部交通規制課が執行する工事の中間検査について】

交通部交通規制課では、土木工事共通仕様書において中間検査の対象にしている請負代金額1,000万円以上の工事を毎年、相当数執行しているが、中間検査を一切実施していない。

中間検査は、完成後に不可視となる部分の確認や施工途中における施工管理及び安全管理等に係る指導を通して、適正かつ能率的な施工を確保するものである。

同課が発注している集中制御機更新工事や信号機改良工事等は、交通を安全に制御する集中制御機等の機器の製造、並びに車両や歩行者等が通行する道路上での信号機の撤去・設置、配線等の作業が伴い、品質管理、工程管理、安全管理等を厳格に実行することが求められる。

また、低入札価格調査対象工事や低入札調査基準価格での複数応札によるくじ引き工事が多く、さらに最近の監査では監督・検査事務の不備を指摘していることから、中間検査の完全実施により、適正な監督・検査の履行及び施工管理等の徹底を促していただきたい。（交通規制課）

措置の内容

土木工事共通仕様書及び土木工事検査規定に基づく対象工事について、信号機等共通仕様書の規定を改定し、来年度より中間検査を行うこととする。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 交通部交通規制課が執行する工事成績評価について】

交通部交通規制課では、請負代金額 500 万円以上の工事を対象に土木建築局の基準に準じて工事成績評価を行っているが、工事成績評価の基礎資料を作成することなく該当項目を加点評価し、また、記録や資料の確認を怠り受注業者の口述のみを根拠に加点評価するなど、いずれの工事にも加点評価があり、適正とはいえない状況にある。

工事成績評価は、発注者が工事中及び完成時の評価を行い、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資するものであり、また、高い成績評定点は、優良建設工事の表彰や総合評価落札方式等の入札契約において優位になり、受注機会が増すなどの受注者のインセンティブにもなっている。

このため、工事成績評価を行う検査員及び監督員は、その方法及び基準等を十分に理解し、施工体制、工程管理、安全管理、出来形、品質、出来ばえなどを現地での実測や管理記録等により必要かつ十分な確認を行い、適正かつ公正な工事成績評価を行っていただきたい。（交通規制課）

措 置 の 内 容

適正かつ公正な工事成績評価を行うため、工事担当者に対し基準の周知のほか評価の根拠となる記録・資料の確認等を行うようにした。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 各警察署が執行する路側式道路標識工事について】

路側式道路標識工事については、交通部交通規制課の指導の下で各警察署の工事担当者（警察官）が交通規制課策定の路側式道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル等に基づき各種事務を行っているところであるが、次の点について改善していただきたい。

（ア）一般競争入札の活用促進について

警察署が毎年執行している路側式道路標識工事は、予定価格が 250 万円以下であることを理由として、全ての工事を少数業者の見積合わせによる随意契約としているが、規模の大きな警察署では年間の発注額が相当あり、複数の工事を統合し一般競争入札することが可能である。

平成 26 年 8 月 6 日付けの交通部交通規制課長通知「路側式道路標識工事成績に係る留意事項について」において、工事の集約を図りスケールメリットが発揮できる設計書を作成することを交通部高速道路交通警察隊長及び各警察署長に通知しているものの、交通部交通規制課及び総務部施設課が各警察署に配布し、工事担当者が事務の拠り所としている「路側式道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（交通規制課）」「建設工事マニュアル（総務部施設課）」「建設工事・小規模修繕マニュアル（総務部施設課）」は、いずれも少数業者の見積合わせによる随意契約を前提とした内容になっている。

公共工事は、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを意識し、複数の警察署の少額の工事を統合することも含め、スケールメリットによる工事コストの削減を図るとともに、公正で公平な競争を促し、透明性が確保された一般競争入札を積極的に活用していただきたい。（交通規制課）

措 置 の 内 容

各署が施工する路側式道路標識工事は、日々変化する管轄警察署の交通情勢に適応するため、「公安委員会の意思決定」に基づき行われている。本来、警察が施工する標識工事は「公安委員会の意思が決定した都度」速やかに施工されるべきものであり、複数の工事を統合すれば、工期が長くなり結果的に「交通規制の効力」が遅延又は廃止すべき交通規制が廃止できないという由々しき状態をまねく可能性がある。警察が行う路側式道路標識工事は、一般案内標識工事等とは性質が違いきめ細やかな工事が必要とされる。

また、平成 29 年度警察本部において、一括発注（指名競争入札）を 3 件（①安佐南・安佐北・安芸高田②広島中央・広島南・海田③広島西・佐伯・廿日市）試行したところ、結果的に高コストになった事実もあることから、引き続き契約事務の透明性や工事コストの削減効果等を勘案しながら契約方法を検討していく。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【(イ) 建設廃棄物の適正な処理について】

路側式道路標識工事においては、支柱基礎の施工に伴う残土、アスファルト・コンクリート殻、コンクリート殻、撤去した標識板、支柱の鉄くず等が発生しているが、設計書（仕様書）には、これらの処理費が一切計上されていない。

交通規制課策定の路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル等においても建設廃棄物の処理についての十分な記述がなく、さらに設計書（仕様書）を作成する際に使用している路側標識設計システムには、これらの運搬、処分等の処理に関する事項を入力できる仕組みになっていない。

このため、各警察署の工事担当者は、個々の判断で再利用が可能と思われる標識板等を署内に搬入させ、その他は建設廃棄物の種類、量及び収集、運搬、処分の方法を一切把握することなく、請負業者に処理を任せている。

建設副産物適正処理実施要領の第 5 発注者の責務と役割によれば「発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。」とあることから、監督員等は建設廃棄物の種類ごとの量を事前に把握し、設計書（仕様書）に計上するとともに、請負業者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示させて、設計書（仕様書）どおりに処理されたことを確認する必要がある。

さらに、処分する標識板や支柱等の鉄くずは売却により収入になる可能性もあることから、処分方法については設計、積算時に留意する必要がある。

以上のことから、路側式道路標識工事で発生する建設廃棄物の処理については、関係法令等の趣旨を十分に踏まえ、処理費用を適正に負担するために建設廃棄物の種類ごとの量及び売却する鉄くずの量を設計書（仕様書）に計上し、請負業者に明確に指示を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等による確認を徹底していただきたい。（交通規制課）

措 置 の 内 容

現行、工事により発生した残土、アスファルト、コンクリート殻については基礎工事の単価に処分費を計上している。標識板や支柱などの鉄屑については、発注警察署において一時保管して、売却等（再利用含）を行っている。現行システムでは、廃棄物処理費を個別に計上する仕組みになっていないことから、システムを改修して平成 33 年度から運用する予定である。

平成 29 年度 監査結果（改善を求める事項）

【(ウ) 中古標識板等の活用促進について】

路側式道路標識工事においては、各警察署の工事担当者個々の判断で比較的傷みが少なく再利用が可能と思われる標識板等を署内に搬入させて保管しているが、十分に活用されていない。

これは、保管している標識板等の種類や数量に関する情報が適切に整理、引継ぎされていないことが原因と思われる。

中古品の活用は、工事コストの縮減を容易に図れることから、再利用する標識板等の目安、管理簿の様式等を整理するとともに、警察署間での再利用が促進されるように全警察署でストック情報を共有できる環境を整備していただきたい。（交通規制課）

措 置 の 内 容

中古標識板等の積極的な活用やデータ管理等について、交通部交通規制課長通知により各警察署へ指示するとともに、警察本部において各警察署の保管データを集約し、ストック情報の共有化を図った。現在まで、合計 18 枚の標識を警察署間でやり取りし工事において再利用した。

2 呉警察署 (監査年月日：平成29年5月16日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。 ア 定められた規格の支柱を使用していない削孔基礎 イ 既設コンクリート構造物の寸法の基準を満たしていない削孔基礎 ウ 既設コンクリート構造物の側端から支柱側端までの残厚の基準を満たしていない削孔基礎 エ 支柱の建込深さの基準を満たしていないコンクリート基礎</p>	
契約名	呉市三条4丁目ほか路側式道路標識改修・撤去工事 平成28年度 呉市焼山西2丁目ほか路側式道路標識改修・撤去工事 平成28年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）第3章 第1, 第2
措置の内容	
<p>【原因】 工事請負契約の事務処理において、担当者の仕様書の重要性の認識不足と所属内におけるチェック機能が十分でなかったため、設計から完成検査に至るまで仕様書の確認が行われなかった。</p> <p>【措置内容】 担当者に対し、県警察本部の指導により事務処理について再確認させ、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。 指摘を受けた工事については、平成30年度に建て替えを含めた改善を行う予定である。</p>	

3 竹原警察署 (監査年月日：平成29年4月26日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 随時の費用に係る資金前渡の精算について】 次の随時の費用に係る資金前渡において、支払日の翌月の初日から10開庁日以内に行わなければならない精算手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月分共済費 ・平成27年度労働保険料不足額 ・平成28年度労働保険料（概算）
根拠	広島県会計規則第33条第1項
措置の内容	
<p>【原因】 随時の資金前渡の精算において、必ず精算手続が必要なところ、口座引落としによる支払いであったため、その精算手続を失念してしまったもの。</p> <p>【措置内容】 精算処理済み。 以降は精算手続漏れがないよう、精算日（口座引落日）をカレンダー等に記載するとともに、財務会計システムにより毎月始めに未精算の検索、確認を実施している。</p>	

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事及び仕様書と異なる工事があった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事

- ・定められた規格の支柱を使用していない削孔基礎
- ・既設コンクリートの側端から支柱側端までの残厚の基準を満たしていない削孔基礎
- ・建柱位置の基準を満たしていないコンクリート基礎
- ・支柱の建込深さの基準を満たしていないコンクリート基礎

契約名	竹原市下野町朝日橋東詰交差点ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度 竹原市東野町ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）第 3 章 第 1, 第 2

措置の内容

【原因】

路側式道路標識設置工事において、「路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）」に定める基準を変更する必要がある場合は、必ず協議を行い、強度が確保されている場合のみ施工することができるが、監督員の認識不足により工事打合簿の作成を失念しており、工事の施工管理が十分でなかったもの。

【措置内容】

再発防止のため、監督員及び検査員は、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に基づいた事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

また、工事請負業者に対しても、仕様書に沿った適正な施工に関する指示を行うとともに、協議を行った場合の確実な書面化を徹底し、再発防止を図っている。

なお、定められた規格の支柱を使用していない施工に関しては、強度計算上、安全性に問題はない旨警察本部から回答を得ているほか、指摘のあった箇所については現場点検を実施し、倒壊等のおそれはないことを確認している。

引き続き、警察本部の指示、点検を受け、適切な施工管理に努める。

平成 29 年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事及び仕様書と異なる工事があった。適正な事務処理に努められたい。

（イ）仕様書はコンクリート基礎にもかかわらず削孔基礎で施工している工事

契約名	竹原市下野町朝日橋東詰交差点ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度
-----	--------------------------------------

措置の内容

【原因】

路側式道路標識設置工事において、工事の施工方法を変更する場合は、必ず工事打ち合わせ簿による協議を行わなければならないところ、監督員の認識不足により工事打合せ簿の作成を失念しており、工事施工管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、路側式道路標識設置工事における事務処理について、規制担当及び契約担当が再確認するとともに、工事内容の変更など情報共有の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

引き続き、警察本部の指示、点検を受け、適切な事務処理に努める。

4 福山西警察署 (監査年月日：平成29年5月12日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、削孔基礎で施工している路側式道路標識工事の中に、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）で規定されている規格の支柱を使用していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>福山市水呑町ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）</td> </tr> </table>		契約名	福山市水呑町ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度	根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
契約名	福山市水呑町ほか路側式道路標識設置工事 平成 28 年度				
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）				
措置の内容					
<p>【原因】 本件に係る支柱については、設置場所の状況からみて、路側式道路標識工事仕様書（以下「仕様書」という。）に規定されていない規格のものが合致すると判断し、かつ、当該規格について、警察本部からも強度計算上、安全性に問題がない旨の回答を得たことから使用することにしたが、仕様書の変更がなされていなかったため、仕様書にない規格での施工になってしまったこと。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、監督員及び検査員は、工事仕様書、関係法令等に基づいた事務処理について再度確認し、所属内でも指摘事項の共有化を図ることにより、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。また、工事請負業者に対しても、仕様書に沿った適正な施工に関する指示、協議を行った場合の確実な書面化を徹底し、再発防止を図っている。</p> <p>なお、指摘のあった施工に関しては、強度計算上、安全性に問題はなく、また、本件の規格については、平成 29 年度（改訂版）路側式道路標識工事仕様書から追加規定されており、引き続き、警察本部の指示、点検を受け、適切な施工管理に努める。</p>					

監査結果 (指摘事項)			
<p>【消防用設備点検結果の報告について】 消防用設備について、消防法に基づく必要な点検は実施されていたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>消防法第 17 条の 3 の 3</td> </tr> </table>		根拠	消防法第 17 条の 3 の 3
根拠	消防法第 17 条の 3 の 3		
措置の内容			
<p>【原因】 消防用設備点検の結果については、3年に1回、消防署長に報告することとなっているが、担当者の認識不足により、報告時期を失念していたこと。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、会計課内で情報を共有するとともに、消防用設備点検実施に係る起案に次回報告時期を明記することとした。</p> <p>なお、今回の結果については、平成 29 年 5 月 23 日付けで、福山地区消防組合西消防署長に提出している。</p>			

5 因島警察署 (監査年月日：平成29年5月17日)

平成 29 年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 既設コンクリート構造物の寸法の基準を満たしていない削孔基礎 イ 既設コンクリート構造物の側端から支柱側端までの残厚の基準を満たしていない削孔基礎</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約名</td> <td>路側式道路標識設置工事（平成 28 年度）</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）第 3 章 第 1</td> </tr> </table>		契約名	路側式道路標識設置工事（平成 28 年度）	根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）第 3 章 第 1
契約名	路側式道路標識設置工事（平成 28 年度）				
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）第 3 章 第 1				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 前記「ア」について 施工にあたり実施した監督員と工事請負業者との協議において、構造物の寸法に係る確認を漏らしており、施工後においても、監督員及び検査員の認識不足により仕様書に定める基準を満たさないまま検査を完了してしまったもの。</p> <p>前記「イ」について 完成検査時における計測間違いにより、基準を満たしているものとして検査を完了してしまったもの。</p> <p>【措置内容】 既に施工済みの工事については、柱の安全性に問題がないか点検を行い、倒壊等のおそれはないことを確認した。 また、再発を防止するため、監督員及び検査員は、工事仕様書、関係法令等に基づいた事務処理について再確認するとともに、所属内でもその内容を共有し、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。</p>					